

上田市地元企業調査結果

大木義徳

井上 引き続き、大木義徳さんから07年夏に行った企業の面接調査について報告していただきます。大木さんは、05～07年に内閣府参事官補佐として在留外国人に係る規制改革を担当していました。

大木義徳 はじめまして、大木です。簡単に自己紹介しますと、07年3月まで内閣府の規制改革推進室で在留外国人向けの規制改革を中心に公務をしまして、現在は民間の金融機関で全く別の仕事をしております。それぞれの経験を踏まえつつ話をさせていただきたいと考えております。



大木義徳

● 上田市の外国人雇用状況

まず企業調査の概要ですが、07年8月終わりから9月初めにかけて、上田市内の10社程度を丁寧にヒアリングに回りました。これには市の皆様はもちろん、企業の皆様のご協力があって実現したものです。おかげさまで非常にさまざまなことにお教えいただきまして、この点については上田市に本当に感謝申し上げます。10社程度ですから統計的な有意性という面では難しいサンプル量だと思いますが、その中からうかがえたことを今日は説明させていただきます。

まず「外国人雇用の状況」ですが、3点についてお話しします。

○ **非正規雇用が多い**：1点目は、請負・派遣などいわゆる非正規雇用が多いということが見て取れるということです。これは一般に知られているところだと思います。政府の統計（厚生労働省の外国人雇用状況報告）とまさに一致するところが上田市においても見られるところです。その外国人雇用状況報告について若干補足をいたしますと、07年10月1日から改正雇用対策法が施行になっています。これまで外国人雇用状況報告というのは、従業員50人以下の企業というの

は報告義務がない任意の制度であり、そういう意味では相当粗っぽい統計だったわけですが、これが義務化されました。内閣府の審議会よりあまねく事業者について義務化するという事を諮り、10月から既に施行されています。具体的な内容に触れますと、雇用保険の資格の得喪手続き、要するに入社するときと退社するときとそれぞれに手続きが要請されるわけですが、それぞれのタイミングでもって公共職業安定所に提出する書類上で、外国人としての在留資格等々の情報も併せて報告をすることという形を取っておりまして、効率化も図られた事務であります。実はこれを内閣府で提言しましたのが05年12月で、07年10月施行ですから、提言から1年半程度、非常にスピード感を持って手掛けてもらったという形になっています。

○ **請負から派遣への移行**：2点目は「請負から派遣への移行」ということですが、個別の大企業等々も含めていわゆる偽装請負について『朝日新聞』が集中的に報道しておりましたから、ご存じの方が多くと思いますけれども、これに対して労働基準監督署とか、あるいは公共職業安定所が丁寧に指導をしたことで、半ばやむを得ず移行した部分というのものもあるかと承知しています。一方で、今回ヒアリングをしてみて分かったことのひとつとして、派遣と請負のその決定的な違いというのは、労働者が現場で指揮命令系統の下にあるかどうかということでありまして、要は現場で自分が指示を下さなければいけないような多能工的な立場の人にとっては、おそらく請負よりも派遣の方が柔軟に対応できる場合があるわけです。いずれにしても世の中の情勢などを踏まえつつ、本来の特性に着目した移行が見られる点については、一定の注目に値すると感じた次第です。

○ **研修・技能実習制度**：それから3点目は「研修・技能実習制度」についてです。現在は62の職種、114の作業が、受け入れることができることになっておりますが、送り出し国なり地域なりの特性を見ていったときに、中国というのはやはり現地に支店や子会社を設けて事業展開する上で、まずは現地の幹部候補を日本で育成するという指向が色濃く出ていて、最長3年日本に在住できるけれども、その3年間に日本語なりあるいは経営管理まで含めて伝達を図ることで、会社と外国人にとって相互にプラスになるように活用していることが見て取れます。これについては世の中で言われていることと正に符合するところです。

一方で、ブラジル、ペルーあるいはボリビアなどの日系人がいるが、そういった現地での事業展開の在り方に絡めてこの制度を活用するということは、全くといっていいほど見られない。これは在留資格の特性にも由来するのだと思いますが、定住者としての入国、在留が可能な日系の方は、言ってみれば働き方につ

いて全くの自由で、そういう人に対して研修として取り扱って、労働として取り扱わないとか、言ってみれば研修・技能実習制度が内包している制度的な限界、制約といったものを日系人については全く考慮する必要がないわけで、わざわざ枠をはめる必要はないということで、その点については顕著な違いがあると考えられます。これは中国との比較のみならず、最近よくある傾向の中にインドの場合、在留資格は技術という形で入ってくることになるわけですが、やはりその場合でも日系人や中国人とは受け入れの在り方というのは企業にとっては全く違うということであり、ブラジル、ロシア、インド、中国のいわゆる BRICs、こういった中でも一概には論じられないというところが現象として出ているということです。

○ **業界の動向**：次に「業界の動向」ですが、ヒアリングをしましたのは、輸送機器あるいは電気機器、精密機器といった産業の裾野を支える中堅・中小企業が多かった。いわゆる完成品メーカーとの関係が抜き難くあるので、事業展開をする上ではそこを考慮せずにはおれないわけですが、注目すべきだと私自身感じたのは、単に完成品メーカーに従って、同時に中国に展開をするといったようなことだけではなくて、単独でインドネシアに出て行く、あるいはベトナムに行くとか、さらに果敢に打って出る状況が見て取れます。これは公務を行ったときから感じていたことではありますけれども、実感を持って裏付けることができました。

横道にそれますが、完成品メーカーの動静に2点ほど触れますと、ひとつはアジアでの事業展開を多様化するの是非常に意味があると思っていて、それはどういうことかということ、自然災害が欧州や米国などと比べると相当な頻度・確率で起こるとというのが特徴であります。皆様もご記憶かもしれませんが、インドネシアの大津波だとか、あるいはバングラデシュのサイクロンなどで相当の犠牲者数に上りますが、ここに対しての補償を提供する公的な保険、あるいは民間の保険といったものがほとんどアジアでは整備されていません。要するに、そういった自然災害、風害・水害・地震などによって被った災害から復旧するというのは相当困難になります。これは日本でも新潟などで経験していますけれども、アジアの場合だとその比でない。要するに、GDP 比で見て、大体日本というのは損害保険の市場規模は3%ぐらいですけれども、バングラデシュやスリランカを含めるとコンマ以下、0点何パーセントとかというレベルになり、保険による担保が利かないということが事業展開をする上では非常な制約になっていて、そういう意味で多様な事業ポートフォリオを組むというのは、リスク分散の観点から言いますと非常に有用と感じました。

○ **進む車載化**：業界動向の2つ目として、これまで申し上げたこの電機・精密・輸送機器は、およそモデルチェンジのサイクルが違うわけで、製品を構成する部品の数からして違うわけで、残念なことに非正規労働の期間の観点からしますと、おおよそそのサイクルに平仄が合ってしまう。ですから、陳腐化してモデルチェンジをすれば、もうこのモデルの生産をやめるといったときに、大量の失業などを惹起するケースというのは少なくありません。いみじくも、日本の製造業は日本型雇用慣行としての終身雇用を謳うところがあったりするわけですが、非正規労働については必ずしもそういうことが言えない点については、マクロ的にも大きな課題として認識し、対応を考えていく必要があるだろうと思っています。

蛇足ですが、日本の電気機器なり精密機器というのは非常に利幅が薄くなってきています。最終的に、冷蔵庫や洗濯機などの類のいわゆる白物家電から撤退したりということも実際にはあるわけで、彼らにとっての最近の動向のひとつというのは、自動車業界と企業行動を共にするというので、一言で言うと車載化です。車に載せるという意味の車載化ですが、自社製品を車に載せて、販売量なり利益などを確保していくという動きが出てきていて、液晶テレビで有名なシャープが最近になってパイオニアと組んだりとかは、その顕著な事例だと私自身は感じていますし、そういった動きがおそらく今後の雇用状況、雇用動向に影響を与えるであろうことは今から予見しておかなければいけないということだろうと思います。

○ **外国人住民支援の課題**：最後に「外国人住民支援の課題」ですが、1点目は、日系人向けの支援については、児童・生徒が将来、円滑に労働市場に参入できるような職業教育が重要ということです。先ほど堀之内さんが指摘された点と図らずも全く一致しています。日系2世、3世の方が子どもを伴って日本に入国されるわけですが、子どもについてはスペイン語、ポルトガル語といった母語よりも日本語の方が上手になってしまう場合が多々あるということです。我々のような取り組みを進める中で言いますと、日本語教育が大事だという話をしますが、実は母語が話せないケースは大変な問題になっているし、なってくるだろうという印象があるわけです。端的に言いますと、例えばブラジルなりペルー、ボリビアに帰ったときには日本人として見られる、日本に来たときにはブラジル人、ペルー人、ボリビア人と見られるといったことがあり、いわゆるアイデンティティに関する問題で、深刻なものがあります。

一方で、これについて政府で打てる政策が何かあるかといいますと、実際には

ほとんどないというのが正直なところですが。なぜかという、日本政府として外国人に外国人の母語を教えるいわれはないということであり、送り出し国に支援を求めるといった限定的な対応になる点はどこの国でも近似していると思います。ここについて何らかの政策的な手立てを講じるということの限界は認識しておかなければいけないということだろうと思いますし、諸外国の事例なりを通じて、何とかそこについて是正を図っていくことが必要だろうと思っております。

また、企業に対して資金的な協力を求める際、企業は社会から利益を得ているのだから当然である、といった文脈で語られることがありますが、基本的に店頭なり市場に上場している企業からしますと、お金を出すということについては相当程度世の中のプレッシャーにさらされているといえますか、そのお金を何のために使っているんですか、と投資家から問われる面もあるわけで、費用性の有無、要するに寄付金かそうでないかという面には少なくとも配慮いただくのがよろしいかと思えます。相当の規模にある企業ですと、自社の勘定だけではなくて、福祉財団といったようなものを別に設立しているケースもあります。福祉財団として基金を積み立て、福祉財団としての活動の中で助成を行うといった形で世の中に貢献を図っていくことは可能ですので、多様な形で世の中のお金の動きをよくするというところにも着目する必要があると思っております。

以上、私からの調査結果の報告ですが、最後に1点だけ付け加えさせていただきますと、政府部内の現在の情勢として、外国人向け施策の最大のテーマというのは、外国人登録法の制度制定以来の大改正です。これが法案として09年の通常国会には提出されることになっています。閣議決定をしていますので必ず出るわけですが、あいにくとこの辺の議論が必ずしも収斂しているわけではない。なぜかといいますと、総務省と法務省との間での議論が噛み合っていない。日本人向けに行政サービスを提供するに当たっての基礎というものは、ご案内の通り住民基本台帳であるわけですが、外国人にとってはこれまで実質的に外国人登録制度がその役割を担ってきたわけです。ところが、外国人登録法は法の目的として外国人の公正な管理に資すると言っているわけでありまして、これは入管法と全く変わりませんから、当初の目的を逸脱して違った目的に使われている実態にあります。法令を実態に見合うように変えていかなければいけないのですが、方向性としては住民基本台帳を活用すべし、参考にすべしとされているものの、昨今の国会内の情勢も含めて、成立までは危うい橋を渡っている感じが個人的にはしております。

以上、雑駁な内容ではございましたが、私からの報告とさせていただきます。